

法定得票数以上の得票者がなく、 当選人が定められなかった場合における再選挙について

法定得票数以上の得票者がなく、当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき（法109 I）

※法定得票数（法95①）

- ・ 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙
有効投票の総数の $1/6$
- ・ 参議院（選挙区選出）議員の選挙
（有効投票の総数÷当該選挙区内の議員の定数）の $1/6$
- ・ 地方公共団体の議会の議員の選挙
（有効投票の総数÷当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数））の $1/4$
- ・ 地方公共団体の長の選挙
有効投票の総数の $1/4$

↓

選挙長は、直ちにその旨を当該選挙を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。（法106①）

↓

当該選挙を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。（法106②）

↓

当該選挙を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行わせなければならない。（地方公共団体の議会の議員の場合には、下記に該当した場合）（法109 I、110①）

- ・ 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において議員の欠員の数と通じて2人以上に達したとき。ただし、議員の定数が1人である選挙区においては1人に達したとき
- ・ 市町村の議会の議員の場合には、欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数の $1/6$ を超えるに至ったとき

※再選挙の期日

- ・ 衆議院、参議院
異議申出期間の経過後、40日以内（法33の2①⑦）
異議申出期間・・・選挙争訟：選挙の期日から30日以内（法204）
当選争訟：当選人等の告示の日から30日以内（法208①）
- ・ 地方公共団体の議会の議員及び長
異議申出期間の経過後、50日以内（法34①③④⑤）
異議申出期間・・・選挙争訟：選挙の期日から14日以内（法202①）
当選争訟：当選人等の告示の日から14日以内（法206①）

◎ 異議申出が提起された場合は、その決定の確定した日の翌日又は訴訟が係属しなくなった旨の通知を受けた日から起算する。（法33の2⑦、法34③④⑤）

公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日・法律第百号) (抄)

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人)

第九十五条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 有効投票の総数の六分の一以上の得票

二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合には、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の四分の一以上の得票

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は地方公共団体の長の再選挙)

第九十九条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の長の選挙について次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合においては、第九十六条、第九十七条又は第九十八条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、再選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、次に掲げるその他の事由により又は第九十三条若しくは第九十四条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき。

二 当選人が死亡者であるとき。

三 六 (略)

再選挙の状況

(法定得票数に達した者がいないことにより当選人がいない場合)

区分	議会の議員			首長			
	衆議院議員選挙 <small>(奄美群島復帰に伴う選挙)</small> (定数1)	大阪府議会議員選挙 <small>(河内長野市選挙区)</small> (定数1)	高松市議会議員選挙 <small>(庵治選挙区) (合併に伴う増員選挙)</small> (定数1)	富津市長選挙 (千葉県)	広陵町長選挙 (奈良県)	札幌市長選挙 (北海道)	加美町選挙 (宮城県)
当初選挙期日	S29. 2. 15	S46. 4. 11	H18. 2. 12	S54. 4. 22	H4. 2. 2	H15. 4. 13	H19. 4. 22
選挙結果	当選人なし (候補者:8名)	当選人なし (候補者:6名)	当選人なし (候補者:6名)	当選人なし (候補者:5名)	当選人なし (候補者:7名)	当選人なし (候補者:7名)	当選人なし (候補者:5名)
有効投票数	90,562	26,028	4,141	35,393	14,022	796,416	16,721
法定得票数	22,640.5	6,507	1,035.25	8,848.25	3,505.5	199,104	4,180.25
最多得票数	18,741	5,700	880	8,274	3,452	172,512	4,127
争訟	なし	なし	なし	なし	あり H5. 6. 24 最高裁判決 (請求棄却)	なし	なし
再選挙期日	S29. 4. 30	S46. 5. 23	H18. 3. 26	S54. 6. 17	H5. 8. 8	H15. 6. 8	H19. 6. 17
当初選挙期日 からの日数	74日	42日	42日	56日	553日	56日	56日
再選挙結果	当選 (候補者:5名)	当選人なし (候補者:5名)	当選 (候補者:4名)	当選 (候補者:3名)	当選 (候補者:3名)	当選 (候補者:4名)	
有効投票数	89,794	25,376	3,782	33,950	14,468	677,146	
法定得票数	22,448.5	6,344	945.5	8,487.5	3,617	169,286.5	
最多得票数	24,956	6,189	1,258	12,248	7,522	282,170	
再選挙の 再選挙期日		S46. 6. 27					
当初選挙期日 からの日数		77日					
再々選挙結果		当選 (候補者:3名)					
有効投票数		24,604					
法定得票数		6,151					
最多得票数		11,561					

※ 総務省において、当選人がいないことによる再選挙が行われた事例として把握しているものは、昭和27年8月以降(同年に首長選挙における決選投票制度が廃止)、上記7例である。

逐条解説 公職選挙法（抜粋）

法定得票数

当選人たるためには、その消極要件として、法律に定める一定数（いわゆる法定得票数）以上の得票があることが必要である（ただし書）が、これは、極端に少ない得票の候補者を当選人と定めることは、選挙人の代表たるにふさわしくないこと等を考慮したためであると考えられる。ただし、この法定得票数を甚しく高く定めると、絶対多数主義を採る場合と同じく、当選人が得られず、再選挙を必要とする場合が多くなる。

法定得票数の変遷

根拠法令 選挙別	衆議院議員法 選 大正14年	府 制 大正15年	市制町村制 大正15年	都制、道府 県制、市制 昭和21年	地方自治法 昭和22年	参議院議員 法 選 昭和22年	公職選挙法 昭和25年	公職選挙法 昭和27年	公職選挙法 昭和57年	公職選挙法 平成6年
衆議院議員	有効投票総数 $\frac{\text{票数}}{\text{区数}} \times 4$ 分の1	/	/	/	/	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1			有効投票総数 $\times \frac{1}{6}$
参議院議員	/	/	/	/	/	有効投票総数 $\times 8$ 分の1	有効投票総数 $\times 8$ 分の1	なし		
	/	/	/	/	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	有効投票総数 $\times 6$ 分の1			
地方公共団体の長	/	/	/	有効投票総数 $\times 8$ 分の3	有効投票総数 $\times 8$ 分の3	/	有効投票総数 $\times 8$ 分の3	有効投票総数 $\times 4$ 分の1		
	/	有効投票総数 $\times 5$ 分の1	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1			
都道府県議会議員	/	/	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1			
市町村議会議員	/	/	有効投票総数 $\times 6$ 分の1	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	有効投票総数 $\times 4$ 分の1	/	有効投票総数 $\times 4$ 分の1			